

## 宮古島市キャッシュレス決済手数料支援助成金募集要項

### 1. 趣旨

キャッシュレス推進に関する連携協定に基づき、新規でキャッシュレス決済端末を導入した事業者に対して助成金を交付し、新型コロナウイルス感染症対策として非接触タイプの決済を推進することを目的とする。

### 2. 応募資格要件

次の条件を全て満たす者とする。

- 1) 令和2年9月1日以降に、宮古島市内の事業所において次に掲げるいずれかの金融機関のキャッシュレス決済端末を導入する者（追加・変更含む）
  - ア 株式会社琉球銀行
  - イ 株式会社沖縄銀行
  - ウ 株式会社沖縄海邦銀行
- 2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - イ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係にある者
  - ウ 暴力団員等がその事業活動を実質的に支配する法人
  - エ 役員のうち暴力団員等がいる法人

### 3. 助成金の額

2. 応募資格要件1) に規定する金融機関のキャッシュレス決済端末の利用により発生した令和2年9月から令和3年2月の決済手数料のうち、最大4か月分とする。なお、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### 4. 提出書類等

- 1) 提出書類
  - 宮古島市キャッシュレス決済手数料支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
  - キャッシュレス決済端末を導入したことが確認できる書類（加盟店申込書等）
  - 決済手数料の金額が確認できる書類（領収書等）
  - 振込用通帳の口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できるページ（写し）
- 2) 受付期間 令和2年10月1日（木）から令和3年3月5日（金）

3) 提出場所 宮古島市観光商工部観光商工課 (0980-73-2690)

①令和2年12月まで：〒906-0012 宮古島市平良字西里187番地 平良第2庁舎

②令和3年1月以降：〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地 (庁舎移転による)

4) 提出部数 1部

5) 提出方法 **郵送** (受付期間最終日消印有効)

※郵送に必要な封筒及び切手はご自身で準備願います。

## 6. その他

以下の内容についてもご了承ください。

- 1) 提出された書類について提出後の追加及び変更は認めない
- 2) 提出された書類は返却しない
- 3) 提出された書類の複製を作成する場合がある
- 4) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある
- 5) この募集要項の定める事項以外に、状況に応じてその取扱いを追加する場合がある